

情 個 審 答 申 第 9 号  
令和 5 年（2023 年）3 月 3 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第 18 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年（2021 年）11 月 26 日付け、廃計発第 237 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について



答 申

### 第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）3月19日、審査請求人は、文書所管課を「環境局環境推進部環境政策課」と指定して、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本駅南線新設工事（以下「本件工事」という。）に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針（以下「本件指針」という。）に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料（以下「本件協議資料」という。）並びに事業実施報告書（以下「本件報告書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年3月31日、実施機関は、これに対する文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年5月11日、審査請求人は、本件処分の取消し及び文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

本件指針上、第2種事業（「工事請負費で執行される6,000万円以上の工事」）では、①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成、②必要に応じて、環境保全局及び関係部署と協議、③事業実施報告書の提出の3つの資料を作成する業務執行の責務が発生する。

当然本件工事でも、4億1,800万円の巨額投資工事であり、この①②③の業務執行責務が発生する。また、本件工事に係る道路の近隣には団地、児童教育施設、小学校等が存在するため、生活環境影響等無し、児童教育施設への健康被害は全くないとして環境保全局・関係部署との協議が執行されなかつたはずがなく、資料が不存在とはとても思われない。

さらに、事業実施報告書を收受していなかったとは、怠慢・不作為と言わざるを得ないが、熊本市の環境影響責務を果たす環境政策課が職務放棄したとはとても思われな

い。

よって、早急に評価協議のわかる資料等・実施報告書の開示交付を執行していただきたい。

## 2 実施機関の主張

### (1) 本件協議資料の存否について

本件指針上、第2種事業においては、環境局及び関係部署との協議は「必要に応じて」行うものとしており、第1種事業と異なり、必ず協議をしなければならないものではない。

また、「必要に応じて」とは、第1種事業に準ずる規模であるなど、環境影響が大きいと予想されると環境政策課が判断する場合をいう。

本件工事は、片側1車線かつ延長約100メートル程度の道路・街路整備事業であり、全体事業費が3億2,500万円であることから、第2種事業に該当する。また、工事場所は高架橋下から合同庁舎斜め向かいの交差点に至る部分であること、第1種事業の規模を大きく下回ることから、環境影響が比較的小さいと予想される。したがって、「必要に応じて」に該当しないため、環境局及び関係部署との協議が行われなかつた。

よって、本件協議資料は不存在である。

### (2) 本件報告書の存否について

本件指針上、事業実施報告書は、環境配慮の実施状況について伝えるものであり、事業の実施後に作成される結果報告書である。

本件開示請求及び本件処分がなされた令和3年3月の時点では、本件工事についての事業実施報告書は収受していなかった。

よって、本件報告書は不存在である。

## 第4 審議会の判断

### 1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件工事に関して作成された、本件指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書である。

### 2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

### 3 本件審査請求に係る文書の概要

熊本市は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び熊本県環境評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の対象とならない市公共事業について、本件指針を策定して、事業構想・計画段階から設計・施工段階に至るまで、環境負荷の低減を図るものとしている（本件指針第1章1-3）。

そして、本件指針では、公共事業の規模に応じて、環境影響が大きいと予想される一定規模以上の事業を「第1種事業」、環境影響が中程度と予想される事業を「第2種事業」、環境影響が小さいと予想される軽微な事業若しくは維持補修系の事業等を「第3種事業」と区分し、環境影響が比較的小さいと予想される事業については、事務の効率性等も考慮し、環境配慮の手続を簡素化することとしている（本件指針第1章1-4）。

これを道路・街路整備事業における道路の新設についてみると、「2車線以上、かつ、1km以上」の規模であるものは「第1種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円以上の事業・工事」であり第1種事業に該当しないものは「第2種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円未満の事業・工事」は「第3種事業」に分類することとされており、それぞれ必要とされる対応は次表のとおりとされる（本件指針第3章3-2）。

第1種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②環境局及び関係部署との協議 ③公共事業配慮評価会議における審査 ④事業実施報告書の提出
第2種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②必要に応じて、環境局及び関係部署との協議 ③事業実施報告書の提出
第3種事業	第2種事業の①～③のうち①の作成の省略が可能（ただし、地下水をはじめとする環境に大きな影響を与えるおそれがあると所属長が判断した場合は作成しなければならない）

本件工事は、片側1車線かつ延長約100メートル程度の道路・街路整備事業であり、全体事業費が3億2,500万円であることから、第2種事業に該当する。

したがって、本件工事については、「環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシート」及び「事業実施報告書」が事業課において作成され、「環境局及び関係部署との協議」に係る資料は「必要に応じて」当該協議が行われた場合に、事業課及び関係部署において作成されるものといえる。

### 4 本件協議資料の存否について

本件工事は第2種事業であり、「必要に応じて」協議をするものであるが、協議の必要性の有無についての判断基準は本件指針に明示されていない。この点、実施機関は、

協議の「必要」がある場合とは、対象とされる第2種事業が第1種事業に準じる規模であるなど、環境影響が大きいと実施機関（具体的には本件指針を所管する環境政策課）が判断する場合をいうとする。そして、本件工事は、全体事業費こそ3億2,500万円と高額であるが、新設する道路は片側1車線、延長は約100メートルにとどまり、第1種事業の要件である「2車線以上、かつ、1km以上」に比べて非常に小さい規模であり、第1種事業の規模に準じる規模とは認められず、協議が行われた蓋然性は低い。

これらのことから、本件工事に関し環境局と関係部署との協議が行われていないことを理由に本件協議資料を不存在とする実施機関の主張に、不合理な点は認められない。

よって、本件協議資料が存在しているとは認められない。

## 5 本件報告書の存否について

本件報告書は、計画及び設計段階、工事段階ごとに環境配慮を行った結果の報告を内容とするものであり、その作成及び提出は「年度終了後（事業終了後）」とされている（本件指針第3章3-2「②環境配慮指針の運用フロー（第2種事業）」）。本件工事の事業施行期間が平成29年（2017年）6月2日から令和3年（2021年）3月31日までであったことからすれば、本件報告書の作成及び提出は、同年4月1日以降に行われることが通常であると考えられる。

本件開示請求は、本件工事の事業施行期間満了日以前の令和3年（2021年）3月19日に行われているため、その時点で実施機関の環境政策課が本件報告書を保有していた可能性は低い。

これらのことから、本件報告書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

よって、本件報告書が存在しているとは認められない。

## 6 結論

以上により、「第1審議会の結論」とおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長	澤田道夫
会長職務代理者	河津典和
委員	魚住弘久
委員	岩橋浩文
委員	北野誠

〔参考〕

### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年（2021 年） 11 月 26 日	熊本市長から諮問（令和 3 年（2021 年）11 月 26 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 4 年（2022 年） 12 月 2 日	諮問の審議を行った。
令和 5 年（2023 年） 1 月 6 日	答申案の審議を行った。
令和 5 年（2023 年） 2 月 3 日	答申案の審議を行った。
令和 5 年（2023 年） 3 月 3 日	答申案の審議を行った。